

石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト審査要領

1 審査者について

審査者は、消防庁特殊災害室の職員で構成する。

なお、現地審査には、審査長 1 名、計時員 1 名の計 2 名が出向き、競技の進行等を行うものとする。

2 審査者所掌事務について

- (1) 審査長は、競技全体の進行を行うとともに、審査事務全般を掌握する。
- (2) 計時員は、競技の計時を行うと共に、審査長の補助を行う。

3 審査の範囲、内容、採点方式について

審査方法については、ビデオ審査とし、現地審査時に撮影した競技映像を採点するものとする。

(1) 審査範囲

ア 行動審査

開始報告から終了報告までの間とする。

イ 計時審査

審査長の「操作はじめ」の号令の「め」から、審査長が高所放水車（大型化学高所放水車、大型高所放水車又は普通高所放水車をいう。）の継続的な放水を確認し、旗をあげるまでの時間とする。

(2) 審査内容・採点方式

ア 行動審査

行動審査項目(ア)から(オ)の 5 項目について、カメラ 1 台につき 25 点を配分し、減点方式により採点する。

別紙 2 の審査票に基づき、各カメラ各項目について、現地審査時に撮影した競技映像を確認し採点を行う。各カメラ（4 台）の採点結果の合計を「行動審査点」とする。（※100 点配分）

<行動審査項目>

(ア)	各隊員等の安全管理
(イ)	正確で確実な操作及び活動
(ウ)	使用機械器具の精通及び愛護
(エ)	中隊長指揮を中心とした連携活動
(オ)	士気、規律

イ 計時審査

所要標準時間を、5分00秒とし、所要標準時間を超えた場合には、次表のとおり、減点を行い、計時審査点とする。(※50点配分)

所要時間	減点点数
5分00秒以内(所要標準時間)	減点なし
5分00秒を超え5分15秒以内	5点減点
5分15秒を超え5分30秒以内	10点減点
5分30秒を超え5分45秒以内	15点減点
5分45秒を超え6分00秒以内	20点減点
6分00秒を超え6分15秒以内	25点減点
6分15秒を超え6分30秒以内	30点減点
6分30秒を超え6分45秒以内	35点減点
6分45秒を超え7分00秒以内	40点減点
7分00秒を超え7分15秒以内	45点減点
7分15秒超	50点減点

ウ 特記事項

「特に顕著な創意工夫」や「模範となる活動」等が見られる場合、その具体的な内容について記載する。

4 失格

審査長が著しく危険であると判断した場合や、競技の続行が不可能と認められる場合は、競技を中止する。

5 順位等の決定

「行動審査点」及び「計時審査点」の合計点の多い順に審査リストを作成し、順位等の決定を行うものとする。この場合において、同点の場合は、審査要領における行動審査の審査項目5項目のうち、(ア)の項目の合計点の多いものを審査リストの上位とする。なお、これでも同点の場合は(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)の項目の順に合計点を比較することとする。

6 異議の申立

審査の結果等については、一切の異議の申立をすることはできない。